

0100 | 憲法

2 単位 (通信授業 2 単位)

志田陽子教授、中島純子講師

授業の概要と目標

この講座では、わたしたちが知っておくべき権利やルールのうち、憲法で保障されている事柄を学ぶ。(著作権法をはじめとする知的財産権の分野については、「著作権法」の講座で学ぶ)。

法学系の科目を学習するにあたっては、自分をとりまく社会を、問題意識をもって見ることが出発点となる。そしてその問題意識を、憲法上わたしたちに保障されたさまざまな「人権」や、民主的な政治システムと関連づけて考えることが必要となる。本講座では、具体的な社会問題について考えながら、「法」の精神を生かした思考を実践することをめざす。

課題の概要

まず憲法の全体像をつかむため、教科書の全体を通読してほしい。それからレポート課題に進むこと。レポート課題では、社会の中で実際に起きた事例(裁判例)を素材として、具体的に考える。

課題条件の中には「関連する法律(憲法)の条文を挙げる」という条件があるが、これについては教科書の注や、別冊「学習のための法令案内」を役立ててほしい。選んだテーマや事例によって、これらに掲載されていない法令を参照する必要がある場合は、各自で適切な法令集を参照してほしい。

課題1・課題2とも、学習指導書にあるとおり、参考文献を明示すること。

○通信授業課題1

教科書と「例題」を参考にして、各自がもっとも関心をもったテーマをひとつ選び、具体的な事例を参考にしながら論じる。そのさい、「論点」を明確にする作業に力を入れてほしい。課題1では、自分が選んだテーマと事例の正確な把握ができていないか、これを考察するさいの「論点」を明確に意識できているかを主な評価対象とする。

○通信授業課題2

課題1で論じたテーマ・事例・論点について、自分の見解を論じる。その前提として、課題1の添削指導や資料などを参考にすること。他人の著作(新聞記事や専門家の解説)と自分の論説とを区別して記述できているか、結論で書いている内容と自分で設定した論点とが噛み合っているかを、重要な評価対象とする。

*課題については、学習指導書『造形文化科目・教職に関する科目 平成29年度』を必ず参照すること。

授業計画

まず教科書全体を読み、憲法の内容について総合的に学習する。このとき、憲法が誰に向けられた法か(憲法は国家に向けられた法である点で、他の法律と異なる)、「立憲主義」とはどのようなものか、なぜ憲法が「最高法規」なのか、といった基礎的な共通前提について、各自で把握しておいてほしい。

次に、『造形文化科目・教職に関する科目学習指導書』に掲載した「例題」を参考にしながら、自分が関心をもって選んだテーマについて、もう一度教科書の該当する章を注まで読み込む。教科書の注や参考文献一覧に挙がっている資料も参考にし、より詳しく学習した上で、自分の見解を述べよう。

成績評価の方法

◎科目試験

大まかな出題内容は、学習指導書『造形文化科目・教職に関する科目 平成29年度』に記載。

履修条件及び履修年次

[履修年次] 1～4年次

[履修条件] なし

[備考] 履修年次は問わない。

教材等

教科書：志田陽子『表現者のための憲法入門』(武蔵野美術大学出版局 2015年)

学習指導書：『造形文化科目・教職に関する科目 平成29年度』(武蔵野美術大学通信教育課程 2017年)

参考資料：『憲法・著作権法 学習のための法令案内』

(武蔵野美術大学通信教育課程 2017年)

その他

受講者のみなさんは、レポート作成のためにも、また、本講座での学習を生きたものにするためにも、教科書による学習と同時に、新聞報道などを通じて、日常の中でさまざまな素材に接する機会を作してほしい。